

2023 January

1

No.875

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL : 0952-26-3171 FAX : 0952-26-3377

URL : <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



謹賀新年



■小城市 牛尾梅林

今月の記事

● 日本年金機構

- ・新年あけましておめでとうございます ..... 2
- ・「被保険者賞与支払届」の届出はお済みですか? ..... 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・令和4年度健康保険委員表彰を行いました ..... 4
- ・「医療費のお知らせ」をお送りします ..... 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のごあんない ..... 6
- ・「施設利用会員証」更新のお知らせ ..... 7

- ・年金相談窓口開設等 ..... 8
- ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書送付先について ..... 8

職場内で回覧しましょう



# 新年あけまして おめでとうございます



社会では今、新しい生活様式や変わりゆく価値観に順応する等、コロナ禍を克服し、明るい「新しい時代」に向けて歩みだそうとしています。

日本年金機構では、社会の非対面化・デジタル化の進展等を踏まえ、電子申請やねんきんネットといったオンラインビジネスモデルを推進するとともに、年金制度の正確な給付、適切な年金制度の運営により社会の安定・安心に貢献できるよう取り組んで参りますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日本年金機構 佐賀年金事務所長  
日本年金機構 唐津年金事務所長  
日本年金機構 武雄年金事務所長

## 新成人の皆様 おめでとうございます

◆20歳になられた皆様は、国民年金への加入が義務付けられています。

### 国民年金(基礎年金)の3つのメリットと保険料免除・納付猶予制度

- ①老後を支えます ..... 老齢基礎年金
- ②けがや病気で障害が残ったときに支えます ..... 障害基礎年金
- ③加入者が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた方を支えます ..... 遺族基礎年金

●保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」や「保険料納付猶予制度」など保険料の支払を猶予する制度があります。マイナポータルを利用した電子申請も可能です。



**お問い合わせ先** ●各年金事務所 国民年金課

## 年金受給者の皆様へ

### <源泉徴収票が送付されます>

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に順次送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、『ねんきんネット』(24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから申請することができます。)、『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)又は年金事務所までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

**お問い合わせ先** ●各年金事務所 お客様相談室

## 事業主の皆様へ

### 「被保険者賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合には、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。



#### ● 資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・ 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・ 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・ 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※ 将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

お問い合わせ先

● 各年金事務所 厚生年金適用調査課

## 令和4年中に国民年金保険料を納付された皆様へ

### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が昨年10月下旬より順次、日本年金機構本部から送付されていますので、確定申告(年末調整)の際にご使用ください。

なお、令和4年10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された方については、本年2月上旬に控除証明書が送付されます。

また、マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)から、ねんきんネットを利用されている方を対象に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子送付サービスを開始しました。令和4年度は、マイナポータルからねんきんネットを利用されているすべての方(このメールを受け取っている方)に電子送付と郵送の両方で「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しました。



お問い合わせ先

● 各年金事務所 国民年金課

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL 0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください(音声途中で可)。

お客様相談室：①

国民年金課：②

厚生年金適用調査課：③

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。  
令和5年1月分保険料の納付期限は令和5年2月28日(火)です。

## 令和4年度健康保険委員表彰を行いました

協会けんぽでは健康保険事業の推進のためにご尽力いただいている健康保険委員の皆様へ感謝の意を表すために、「健康保険委員表彰式」を開催しています。

佐賀支部では約2,000名の健康保険委員の方々が活躍されていますが、令和4年度は以下の12名の皆様を表彰させていただきました。受賞された皆様におかれましては、今後一層のご活躍を祈念申し上げます。



### 全国健康保険協会 理事長表彰

岡 利子様 株式会社 バンボード運輸

田島 みゆき様 田島 株式会社



### 全国健康保険協会 支部長表彰

植松 政子様 社会福祉法人 アソカ福祉会

大久保 幸子様 国際技術コンサルタント株式会社

児玉 譲一郎様 株式会社 コダマシキ

小林 美由紀様 肥前糧食 株式会社

服巻 信也様 医療法人 清心会 服巻医院

樋口 和宏様 株式会社 南佐賀自動車学校

古澤 伸幸様

松尾 伸子様 有限会社 松尾工業

山本 嘉子様 株式会社 山忠

吉永 雅子様 吉永建設 株式会社



表彰対象者名順に掲載

**登録料・年会費は無料!**

### 健康保険委員へご登録ください!

事業所の社会保険事務担当者で登録がまだお済みでない方は、協会けんぽ佐賀支部のHPに掲載している登録用紙にてご登録をお願いいたします。また、健康保険委員への特典として、制度周知用冊子や季節の健康情報冊子を配布しております。



協会けんぽのしおり



健康情報冊子

まだご登録いただいていない方はこちらからご登録ください。👉



# 「医療費のお知らせ」をお送りします

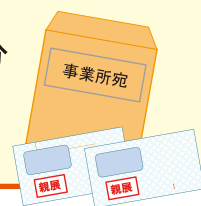
～従業員の皆さまへの配布をお願いします～

健康保険で診療を受けられたご加入者の皆さまに、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的として、年に1回「医療費のお知らせ」を事業主様あてに送付しております。

**送付対象**・・・協会けんぽ加入者の皆さま（被保険者および被扶養者）

**対象期間**・・・主に令和3年10月診療分～令和4年9月診療分

**送付時期**・・・令和5年1月中旬から2月上旬に順次送付



## 事業主の皆さまへ

**「医療費のお知らせ」は受診歴などの大切な個人情報が含まれています。**

- 被保険者の皆さまへ開封せずにお渡しください。
- すでに退職された方の「医療費のお知らせ」については、お手数ですが同封の返信用封筒にて当協会あてにご返送をお願いいたします。

## 被保険者の皆さまへ

**「医療費のお知らせ」の添付により確定申告(医療費控除)の明細書の記載を省略できます。**

- 今回送付分は、主に令和3年10月診療分～令和4年9月診療分までの医療費情報です。令和4年10月～12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加してください。

医療費のお知らせへの記載有無	添付書類
記載されている医療費 (主に令和4年1月～令和4年9月診療分)	医療費のお知らせ
記載されていない医療費 (主に令和4年10月～12月診療分)	医療費控除の明細書 (医療機関等からの領収書に基づいて作成)

医療費のお知らせに関するお問い合わせ先 / レセプトグループ ☎0952-27-0614

※確定申告については管轄の税務署までお問合せください。



メルマガのご登録はこちらから!  
役立つ情報が満載です!





従業員の皆様へ シニア層にお得情報満載 講習会のご案内

# 「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地区	日時	会場
武雄会場	令和5年 1月 29日(日)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	令和5年 2月 5日(日)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	令和5年 2月 19日(日)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和5年 2月 26日(日)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 **13:20**受付 ▶ **13:40**開始 ▶ **16:00**終了予定

● 募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**  
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)  
受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

● 対象者 事業所にお勤めの従業員の方 ※特に50歳以上の方にお勧めします

● 参加料 **会員事業所は無料** (令和4年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込みお問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

〈キリトリ線〉



## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				宛名シールの左下の7ケタの番号。おわかりになる範囲で結構です。		
参加希望会場日時	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』 ( 武雄 ・ 佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ) 会場 令和5年 月 日( )					
参加者氏名						
事業所名						
事業所所在地	〒 事業所電話番号 ( ) -					
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。						

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 「施設利用会員証」更新のお知らせ

現在発行している「施設利用会員証」の有効期限が2023年3月31日となっています。  
 会員証をお持ちの会員事業所様で更新を希望される場合は、下記の申込書によりご連絡ください。  
 新しい会員証をお送りします。  
 なお、新規の発行申込みも随時受け付けています。

会員事業所の従業員と家族の皆様が利用できます。  
 対象施設の利用を希望される場合は、「施設利用会員証」を発行します。



		プリンスホテル 優待プラン		湯快リゾート
		ダイワロイヤルホテルズ		亀の井 ホテルグループ
		HMIホテルグループ		クア・アンド ホテルグループ

他、個別契約施設

## 施設利用会員証発行申請から保管・使用の流れ

施設利用会員証（以下会員証）の発行を電話かFAXで佐賀県社会保険協会に申し込む。

佐賀県社会保険協会から郵送する会員証の枚数を確認して保管する。

会員証を送付する際に、施設優待内容およびその利用方法についての資料を同封します。

施設利用を希望する従業員に会員証を貸し出す。  
 施設利用希望者が対象施設に予約をする際には「社会保険協会会員である」旨を告げる。

施設利用者は会員証を提示する。  
 会員証は1グループにつき1枚でご利用できます。

利用者から会員証を回収保管する。  
 会員証は、有効期間内は繰り返し使用することができます。  
 協会へ返付する必要はありません。

詳細はホームページに掲載しています。  
<http://www.syahokyo-saga.or.jp>



### 申込方法

下記の申込書にご記入の上、  
**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

### お申込み・お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会  
 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
**TEL.0952-26-3171**  
**FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉

## 施設利用会員証発行申込書



整理番号		宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
事業所名		
所在地	〒	事業所電話番号 ( ) -
担当者名		
希望枚数	(5枚以内)	枚

令和5年2月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	7 鹿島市役所 (予約)	8 有田町役場 (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (予約)
12	13 年金事務所 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 年金事務所 延長相談 19時まで	21 鹿島市役所 (予約)	22	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 年金事務所 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第2水曜日 10:00～15:00	
有田町役場		

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先  
「予約受付専用電話」  
**☎0570-05-4890**(ナビダイヤル)  
050で始まる電話でおかけになる場合は  
**☎03-6631-7521**(一般電話)  
受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで  
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。  
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

**お問い合わせ**

- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください(音声途中で可)。  
お客様相談室：① 厚生年金適用調査課：③  
国民年金課：② 厚生年金徴収課：④

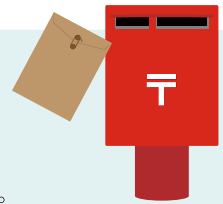
## 健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届書を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

**送付先** 日本年金機構 福岡広域事務センター  
厚生年金適用グループ

**住所** 〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。



※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。

## 事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出は **FAX.0952-26-3377** か **郵送** でお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会  
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

### 会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号	電話番号
事業所名	ご担当者名

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名	
所在地	
電話番号	